

運用基準 1 1 社寺仏閣等【個別付議基準, 包括承認基準】

【包括承認基準】

宗教的生活に関連した施設に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 予定の建築物が当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した地域的性格の強い鎮守, 社, 庚申堂, 地蔵等を構成する建築物であること。
- 2 建築物の規模, 構造, 設計等は, 構成する建築物にふさわしいものであること。

【個別付議基準】

その他の宗教活動上の施設に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 予定の建築物が宗教法人の行う儀式・教化育成のための施設及びこれに付属する社務所, くり等の建築物であること。
- 2 当該市街化調整区域及びその周辺の地域において相当数の信者が分布しており, かつ, その過半数が当該市街化調整区域に居住している等特に当該地域に立地すべき合理的事情の存するものであること。
- 3 規模, 構造, 設計等が宗教活動上の必要に照らしてふさわしいものであること。
- 4 宿泊施設, 休憩施設等他の目的の施設を含まないこと。